

就学援助制度「入学前支給」のお知らせ

1. 就学援助制度について

村上市では、次年度入学予定者の保護者を対象とし、就学援助費の一部（新入学児童生徒学用品費）を入学前に支給する「入学前支給」を実施します。入学前支給を希望される方は、下記の内容をご確認の上、申請してください。

◎就学援助とは…

- ・ 経済的理由で小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費、給食費等を援助する制度です。
- ・ 本来、村上市の就学援助制度は2月から申請受付を開始し、6月に審査後、認定された保護者に支給していますが、「入学前支給」は、この就学援助のうち入学時に必要となる「新入学児童学用品費」のみ、入学前に支給する制度です。次年度入学予定者の保護者で、申請手続きを行い、要件を満たした方のみ対象となります。（生活保護世帯は対象外です。）
- ・ 今回お知らせする就学援助は、生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる世帯等（準要保護世帯）を対象としているため、世帯の人数・年齢等、各世帯の事情に合わせて所得審査を行い、認定の可否を決定しますので、申請しても支給できない場合があります。

今回の入学前支給を申請しない場合でも、通常の手続きによる令和5年度就学援助申請（新1年生は4月に受付）で認定されれば、「新入学児童学用品費」は他の援助費に併せて支給されます。

逆に、今回の入学前支給を受給した場合は、入学後の通常の手続きによる就学援助では「新入学児童学用品費」は支給されません。

2. 入学前支給の受給対象者

次の①～③の要件の全てに該当する方が受給できます。

- | |
|---|
| ① 令和5年4月に村上市立小学校へ入学予定である児童の保護者 |
| ② 令和5年2月1日現在、入学予定である児童が市内に住所を有する方 |
| ③ 就学援助（準要保護）の支給要件に該当する方（世帯の所得状況を審査して決定します。） |

◎ご注意ください！

小学校の入学までに市外転出する可能性がある方は、申請を行わないでください。

もし、入学前支給を受けた後、市外転出等により上記受給要件を欠いた場合は、当該支給額の返還は行わなくてもよいですが、転出先の市町村へ新入学児童学用品費について支給済みの通知は行いますのでご了承ください。

3. 入学前支給の申請方法

- (1) 受付期間：令和5年1月16日（月）～令和5年1月31日（火）
 受付時間は月～金曜日（祝日除く）8：30～17：15
- (2) 受付場所：村上市教育委員会 学校教育課 又は 各地区教育事務所
- (3) 申請時に必要なもの

①就学援助費 小学校新入学学用品費の入学前支給申請書	村上市内小中学校・学校教育課・各地区教育事務所にあります。 村上市のホームページ(入園入学→お知らせ→就学援助制度)からもダウンロードできます。
②申請者(保護者)の身元を確認できる書類の写し	次のうちのいずれか1点ご用意ください。 運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
③振込先口座の通帳の写し	口座の記入誤り防止として、確認のために支給口座が記載された通帳の写しをご用意ください。
④令和3年分の所得等のわかる書類の写し等	令和4年1月1日に村上市に住所がなかった方のみ提出が必要となります。次のうちのいずれか1点ご用意ください。 「令和3年分源泉徴収票の写し」「令和3年分確定申告書又は住民税申告書の写し」「前住所地の市区町村から交付を受けた令和4年度(令和3年分)所得課税証明書」

4. 入学前支給の支給予定額・支給時期

- (1) 支給予定額（入学予定者1人につき）：54,060円
- (2) 支給時期：令和5年2月下旬

5. 問い合わせ（受付場所）

問い合わせ先	電話番号	住 所
村上市教育委員会 学校教育課 教育総務室	0254-72-6882	〒958-0292 村上市岩沢5611番地(朝日支所2階)
村上教育事務所	0254-52-2013	〒958-0854 村上市田端町4番25号(教育情報センター2階)
荒川教育事務所	0254-62-3050	〒959-3134 村上市羽ヶ榎104番地25(荒川地区公民館内)
神林教育事務所	0254-60-1500	〒959-3449 村上市岩船駅前63番地(神林農村環境改善センター)
山北教育事務所	0254-77-3798	〒959-3907 村上市府屋177番地1(さんぽく会館内)